

国民健康保険 後期高齢者医療制度 のお知らせ

問い合わせ先 市民課（笠懸庁舎） ☎ (76)0972
 ・国民健康保険…国保年金係
 ・後期高齢者医療制度…医療助成係

国民健康保険

国民健康保険税の
納税通知書を送付します

国民健康保険（以下、「国保」）の加入世帯の世帯主宛に、7月中旬に納税通知書を送付します。病气やけがをしたときの医療費は、納付された国保税と国の補助金などで賄われています。納期までに国保税を納めましょう。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が前年と比較して一定以上減少し

た場合、国保税が免除または減額となる可能性があります。窓口または、電話にてご相談ください。

給者証を7月末までに送付します。8月からは新しい高齢受給者証で医療機関を受診してください。

療機関などの窓口で、国保の被保険者証と一緒に提示してください。

と比較して一定以上減少した場合、保険料が免除または減額となる可能性があります。窓口または、電話にてご相談ください。

問い合わせ先
 ・通知書について：税務課市民課係 ☎ (76)0964
 ・納付について：納税課納税係 ☎ (76)0956

【表】国保税の軽減（被保険者均等割額と世帯平等割額が軽減されます）

対象期間 70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から75歳の誕生日の前日まで

有効期限 75歳未満の人：令和4年7月31日、昭和21年8月2日から昭和26年7月31日生まれの人：誕生日の前日

地方税法施行令の改正で国保税の軽減判定所得額が下表のとおり変更になりました。税率の変更はありません。

※世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯主の所得を加算して判定します。

※世帯の国保加入者の中に所得申告していない人がいる場合、軽減が行えません。

新しい後期高齢者医療被保険者証を交付します

現在交付されている高齢受給者証の有効期限は、令和3年7月31日までのです。

令和3年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付します

令和3年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付します

令和3年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付します

令和3年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付します

令和3年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付します

令和3年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付します

令和3年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付します

国民健康保険・後期高齢者医療制度 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給

国保および後期高齢者医療保険の被保険者で給与収入を受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、仕事を休むことを余儀なくされ、給与の全部または一部の支払いを受けることができなかった場合に、傷病手当金を支給します。

国民健康保険・後期高齢者医療制度

「限度額適用認定証」をご利用ください

国保と後期高齢者医療保険の加入者は、認定証を医療機関などに提示すると、支払額が自己負担限度額までになります。医療費が高額になりそうな人は、事前にお問い合わせの上、認定証の申請をしてください。

現在交付中の認定証の有効期限は令和3年7月31日です。継続利用する人は、8月1日以降に改めて申請が必要です。

ただし、後期高齢者医療保険の加入者で現在認定証の交付を受けていて本年度も引き続き該当する人には、保険証と一緒に認定証を郵送します。利用の際に医療機関へ提示する物

・70歳未満…国保の被保険者証、限度額適用認定証（国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の人は、限度額適用・標準負担額減額認定

証）
 ・70歳以上…国保または後期高齢者医療の被保険者証、国保の人は高齢受給者証、3割負担の人のうち現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人は限度額適用認定証、国保加入者全員と世帯主（後期高齢者医療は世帯全員）が住民税非課税の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証

申請に必要な物 国保または後期高齢者医療の被保険者証、印鑑、来庁者の本人確認ができる物
 ※対象者と同一世帯でない人が来庁される場合は、対象者の被保険者証、または委任状が必要。
 ※国保税に滞納がある世帯の人には、交付できません。

申請先 市民課（笠懸庁舎）、大間々市民生活課、東市民生活課

<70歳未満の国民健康保険加入者の自己負担限度額>

所得区分※1	1カ月の自己負担限度額	食事療養費 (1食当たり)
ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% < 多数回 140,100円 > ※2	460円
イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% < 多数回 93,000円 > ※2	
ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 多数回 44,400円 > ※2	
エ	57,600円 < 多数回 44,400円 > ※2	210円※3
オ	35,400円 < 多数回 24,600円 > ※2	

<70歳から74歳までの国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者の自己負担限度額>

所得区分※1	1カ月の自己負担限度額		食事療養費 (1食当たり)
	外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)	
現役並み所得者Ⅲ※4	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% < 多数回 140,100円 > ※2	460円	460円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% < 多数回 93,000円 > ※2		
現役並み所得者Ⅰ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 多数回 44,400円 > ※2		
一般※4	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 < 多数回 44,400円 > ※2	210円※3
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

※1 所得区分は世帯によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3 過去12カ月の入院日数が90日を超える人は、申請により160円に減額されます。

※4 高齢受給者証、または後期高齢者医療被保険者証を提示するだけで限度額までの支払いとなりますので、認定証の申請は必要ありません。

有効期限 令和4年7月31日
 ※保険料の滞納状況により通常より有効期限の短い被保険者証を交付する場合があります。
 年度途中で75歳の誕生日を迎える人へ
 誕生日までに被保険者証を郵送します。誕生日を過ぎても届かない場合はお問い合わせください。

